

津市国民健康保険居所不明者調査事務取扱要綱

平成18年1月1日訓第82号

改正 平成22年3月31日訓第20号

令和6年11月29日訓第82号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）のうち居所不明の者に係る居住事実を調査確認し、被保険者の資格の適正化、事務の効率化及び収納率の向上に資するため、当該居住事実の調査事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査対象者の抽出)

第2条 市長は、被保険者のうち、次に定める者について抽出し、居所不明被保険者調査表（第1号様式）及び居所不明被保険者の調査対象簿及び管理簿（第2号様式）を作成するものとする。

- (1) 資格確認書、保険料納入通知書、督促状、催告書等が送達されず、返戻された者
- (2) 居所不明者及び常時不在者

(公簿等の調査)

第3条 市長は、前条の規定により抽出した者に関し、次に定める事項について必要な調査を行うものとする。

- (1) 被保険者の医療機関における受診状況等
- (2) 国民健康保険料の納付状況等
- (3) 住民基本台帳の記録の状況等
- (4) その他市長が必要と認める事項

(現地調査等)

第4条 市長は、前条の規定により調査した者の居住状況について、次に掲げる方法により現地調査等必要な調査を行うものとする。この場合において、当該調査により得た情報は、居所不明被保険者調査表及び居所不明被保険者の調査対象簿及び管理簿に記載するものとする。

- (1) 家主、アパート管理人等からの情報収集
- (2) 同居人からの情報収集
- (3) 近隣者からの情報収集

(4) 事業所等からの情報収集

(居所不明者としての認定)

第5条 市長は、前条の規定による調査により転居している事実又は居住していない事実が確認できる者について、居所不明者として認定する。

2 前項の場合において、居所不明者として認定する日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 転居した日又は居住しなくなった日が明らかな場合（資料等から判断できる場合を含む。） 当該転居した日又は居住しなくなった日

(2) 前号以外の場合 調査日

(住民票の職権消除)

第6条 市長は、前条第1項の規定により居所不明者として認定した者について、住民票の職権による消除の依頼を行うものとする。

(資格の喪失処理等)

第7条 市長は、前条の規定により住民票の消除がなされた者について、遅滞なく被保険者の資格喪失処理を行うものとする。

(保存年限)

第8条 居所不明被保険者調査表及び居所不明被保険者の調査対象簿及び管理簿については、5年間保存するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓第20号）

この訓は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月29日訓第82号）

この訓は、令和6年12月2日から施行する。

居所不明被保険者調査表

記号番号				町コード				世帯主氏名									
住 所										方 書							
世 帯 状 況	不明	氏 名			続柄	資格	生年月日			資格取得日			事由		備考		
国 保 の 状 況	対 象 理 由		1 資格確認書未到着 2 納入通知書未到着 3 督促状未到着														
			4 催告書未到着 5 常時不在														
			6 その他（ ）														
	滞 納 状 況		年度～ 年度		滞納額 円												
	給 付 状 況		給付の有無	年度 有 ・ 無	診療月	4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 1. 2. 3											
			現金給付費の支払状況			年 月 日		内容									
	項 目		内 容 等										調査年月日				
国保 以外 の状 況	市 民 税																
	住 民 基 本 台 帳																
	国 民 年 金																
	そ の 他																

現地調査		調査日		年 月 日			
居 住 の 状 況	家 屋 の 状 況	持家 ・ 民間の借家 ・ 公営の借家 ・ 間借り ・ その他 ()					
		空き家 ・ 現状維持 ・ 新居住者有り ・ 不明 ・ その他 ()					
	家主との関係 (賃貸契約)	契約したまま ・ 解約している ・ 不明 ・ その他 ()					
		解約日	年 月 日まで			備考	
	家 賃 の 状 況	年 月分まで納めている ・ 不明 ・ その他 ()					
	居 住 時 期	年 月 日ごろから 年 月 日まで ・ 不明					
	居 住 先	方面へ転出 ・ 不明 ・ その他 ()					
		時 期	年 月 日ごろから ・ 不明				
	上記確認方法	・ 聴 取	家主 ・ 家人 ・ 管理人 ・ 隣人 ・ その他 ()				
住所				氏名			
住所				氏名			
・ その他							

(裏)

調査経過			下記調査経過表のとおり
居所不明者と判断する理由			
その他特記事項			
年	月	日	調査経過

第2号様式（第2条、第4条、第8条関係）

居所不明被保険者の調査対象簿及び管理簿

[illegible]